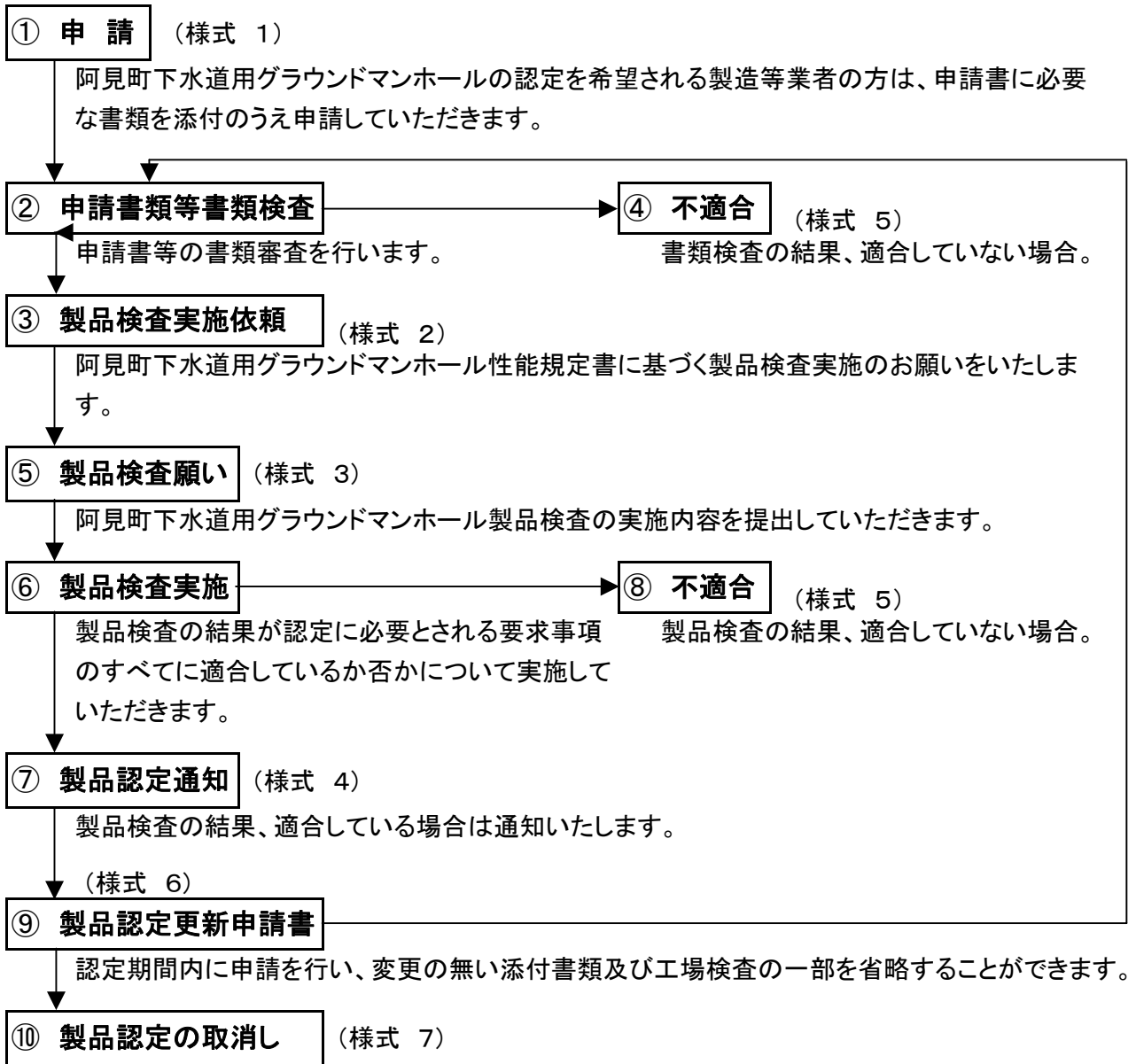


阿見町下水道用グラウンドマンホール 認定申請事務手続きの流れ

○阿見町の公共下水道事業及び農業集落排水事業において使用するグラウンドマンホールの申請書受付から製品認定までの主な流れ



認定した製品において、次の事項が生じたときには、阿見町の認定を取消すものとします。

- 社団法人に本下水道協会の認定工場でなくなった場合。
- 認定申請の内容が履行されなかった場合
- 不正や反社会的な事実が認められた場合
- 自ら廃業又は認定の取消しを申し出た場合

○製品認定申請費用

- ・製品認定に係る諸費用については無料ですが、製品検査等に要する費用については申請者負担となります。

○製品認定有効期間

- ・阿見町下水道用グラウンドマンホール認定期間は、製品認定取得後2年以内といたします。